

職員団体の登録の効力の停止又は登録の取消し処分に係る処分基準について

1 根拠となる法令及びその要件等

- (3) 登録を受けた職員団体が前記1-(1)-①の要件に該当して登録の効力の停止処分又は登録の取消し処分を受けた後、再び前回の処分と同一の要件に該当したときは、60日間の登録の効力の停止処分とすることなく、直ちに当該職員団体の登録を取り消す。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第53条第6項

登録を受けた職員団体が次のいずれかに該当するときは、公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。

- ① 職員団体でなくなったとき。
- ② 法第53条第2項から第4項までの規定に適合しない事実があったとき。
- ③ 法第53条第8項の規定による届出をしなければなくなったとき。

(2) いわき市職員の職員団体の登録に関する条例（昭和41年いわき市条例第15号）第5条

公平委員会は、法第53条第6項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならないこと。

2 指針となる通知、通達等

別紙のとおり

3 処分基準

- (1) 登録を受けた職員団体が法第53条第6項の規定による登録の効力の停止又は登録の取消しの要件に該当するときは、60日間の登録の効力の停止処分とする。ただし、当該期間内に是正の措置が採られたときは、公平委員会が措置の内容を調査した上で、当該要件に該当しなくなったと認めた時点において処分を解除する。
- (2) 60日間の登録の効力の停止処分の期間を経過した時点において、是正の措置が採られず、又は公平委員会が措置の内容を調査した結果、なお登録の効力の停止又は登録の取消しの要件に該当すると認められたときは、直ちに当該職員団体の登録を取り消す。

○職員団体が口頭審理に応じない場合は、審理を行わずに登録を取り消すことができるか

（昭和三七・九・二〇 自治公職法第五三条
回答「地方公務員法に關する解釋」について）

照会

地方公務員法第五十三條第四項(現行「第六項」)の規定により職員団体の登録の取消をするため口頭審理を行った場合において、職員団体が口頭審理への呼出に応じないときは、審理を行わずに登録を取り消すことは、

- (イ) 同項に基く条例に特別の定がなくともできるか。
- (ロ) 同項に基く条例に特別の定があればできるか。
- (ハ) 右いずれの場合にもできないか。

回答

設問の場合、口頭審理の機会を与え、それに応じない場合には、職員団体の登録の取消を行うことができる旨を条例で規定することは、もしつかえないものと解する。

- (1) 当該組合の全役員は、地方公務員法第三十七條後段の規定に抵触するかどうか。或いは、組合の代表者である委員長のみが抵触するか。
- (2) (1)の役員以外のヘント従事者及びこれに関連して宣伝活動等に直接従事した一般組合員も、地方公務員法第三十七條に抵触するかどうか。
- (3) 人事委員会に、地方公務員法第五十三條第四項(現行「第六項」)の規定に基いて、当該組合の登録を取消することができるか。なお、この場合、人事委員会の是正措置に対して、当該組合が即刻是正した場合には、当該組合の登録を取消する必要はないかと思ふがどうか。

回答

- 一(イ)及び(ロ) 設問のヘント及びビラの配布等の宣伝活動の具体的内容が明らかでないが、勤務時間の内外を問わず、地方公共団体の業務の正常な運営を阻害するものである場合においては、争議行為に該当すると解される。
- 二(1) 組合の役員中争議行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあつた者は、抵触すると解する。
- (2) 一により承知されたい。
- (3) 設問のとき行為を企てることを当該団体の業務目的とするような職員(の団体は、地方公務員法及び教育公務員特例法上の職

○争議行為を行なつた職員団体の登録を取り消すことができるか

（昭和三八・九・二四 自治公職法第五十三條
回答「地方公務員法に關する解釋」について）

照会

一 県立高等学校教育組合は、不当事業反対を叫び、斗争を展開し、更に積極的に斗争を推進するために、組合の第二次決議機関である委員会においてヘント決行を決議した。この決行方法等に関する具体的事項については、中央斗争委員会(執行委員会)に一任と決定して、その翌日当届である県教育委員会に対しヘント決行の旨を通告すると共に、組合は、組合専従役員一名、退職勧告を受けた者(条件附採用期間中)一名計三名がヘントに従事し、この三名以外に組合員が教壇に分れて宣伝活動にのり出し、ビラ等を配付している。

右の事情であるが、

- (1) これらの行為は、地方公務員法第三十七條に云う「争議行為」に該当するかどうか。
- (2) 勤務時間の内であるが、外であるかによつて、これらの行為の解釈に相異をきたすものか。

二 一の場合の行為が争議行為であるとすれば、

〔地公三九二〕

〔地公三九二〕

員団体とは解されない。

○登録の効力の停止は、いかなる効果を生ずる処分か

（昭和二一・六・二二
自治公職法第五條）

照会

職員団体の登録の効力の停止は、いかなる効果を生ずる処分か。

回答

登録の効力の停止は、登録を受けた職員団体について、登録要件を欠く等の事実が生じた場合に、当該職員団体が要件を補充する等の措置をとることを期待しつつ、一時的にこれを登録されていない職員団体と同様の地位に置く処分である。もつとも、当該職員団体

につき登録に基つて生じている既存の事実を否認するものとは解されたい。ただし、そのように解すると、この処分は登録の取消しと実質的には違ふところがないことになるからである。

したがつて、登録の効力停止の処分があると、効力停止期間中は、当局は交渉の申し入れに応ずべき地位に立たなくなるし、その期間中に当該職員団体が新たに法人格の取得を申し出たとしてもこれを取得することができます。また、職員が当該職員団体の役員としての在籍専従の許可を申請したとしても許可され得ないが、職員団体がすでに取得した法人格および職員団体の役員として職員が得ている在籍専従の許可の効力には何の影響もない。

○規約に規定する目的以外の活動を行なつた場合の取扱いはどうか (昭四一・六・二二 自治省公務員課長答)

照会

登録を受けた職員団体がその規約に規定する「目的」の範囲外活動を行なつた場合、地公法第五三条第二項の規定に適合しない事実があつたとして、同条第六項の規定により、登録の効力の停止等の処分を行なうことができるか。

回答

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的

として組織する団体またはその連合体をいう。職員団体であるためには、右の目的をこの主たる目的としていることももつて足りるものと解されている。したがつて、かりに登録を受けた職員団体がその規約に定める目的の範囲外の活動を行なつたとしても、それによつて職員の勤務条件の維持改善を図るといふ職員団体本来の目的がそこなわれない限り、地公法の関知するところではなく、登録機関は、当該職員団体の登録の効力の停止等の処分を行なうことができる。

○登録が取り消された場合の専従許可の取り消しについて (昭四一・六・二二 自治省公務員課長答)

照会

職員団体の登録が取り消された場合は、自動的に職員の在籍専従許可が取り消されることになるか。

回答

登録が取り消された職員団体の在籍専従職員は、登録取消の日以後は「登録を受けた職員団体の役員として当該団体の業務にまつばら従事する者」でなくなるから、任命権者はその在籍専従の許可を取り消さなければならぬこととなる。

(地公二九一)

○新しく管理職員等となつた職員が引き続き構成員となつている登録職員団体については、どのような措置がとられるべきか

(昭四五・三・二四 自治省第一課長答)

照会

市長からの管理職員等の追加申請に対して、公平委員会として、市当局および職員組合双方から意見聴取の機会を二回行なつたうえ、申請事業を全会一致で承認し、直ちに告示処置をとつた。

ところが職員組合は、「今回の改正規則を根拠とした組合員の資格をそぎ失つることについては、認めない」とし、数回の警告を無視して当該職員の給料等から組合費の徴収を続けている。

この場合公平委員会として次の何れの処置をとるべきか。

- 1 直ちに地公法第五三条第六項の規定に基つて職員団体の登録の効力を停止、又は取消しの処置を違ふる。
- 2 職員団体の再登録時期において補正された時点で登録措置する。
- 3 組合費徴収の問題は法的に公平委員会には関係ないので、個人対組合の問題として解決させる。

回答

新しく管理職員等になつた者が、引き続き職員団体の構成員となつている場合においては、職員団体の登録の効力の停止または取消しの措置をとるべきものと解する。

○地公法第五三条第八項(現行)第九項について

(昭四六・三・一九 自治省第八課長答)

照会

地公法第五三条第八項(現行)第九項の規定による解散届を提出した場合、その登録取消しに当り、債権関係については、民法上の清算法人格が存することについて、登録取消しに当つて、債権関係の清算完了届の提出を委員会より要求されたがその必要があるかどうかについてお伺いたします。

回答

登録を受けた職員団体は、地方公務員法第五四条の規定により準用される民法第八三三條の規定に基つき、清算が完了した時点において主務官庁(本件の場合には、公平委員会)に届出をしなければならぬこととされている。

(地公二九一)